

羅

織金胸背獅子青一匹

織金胸背彪大紅一匹

素黒緑一匹 素明緑一匹

白氈糸布一十匹

広運之宝

成化七年（一四七二）七月初八日

再対して之を正す

注

(1) 皇帝頒賜 尚円に対するこの頒賜は、(〇一―一六)の尚徳に對する頒賜とおおむね同じであるが、異なるところもある。比較の上、注などを参照のこと。

(2) 丹礬紅 黄赤色か。蘇木・梔子・黄丹(鉛丹。紅黄色の顔料。酸化鉛)・明礬を用いて染める(『万曆会典』卷二〇一、二二二)。

(3) 展角 烏紗帽の後部中央から左右に翅のようにつけるもの。

(4) 員領 円領。(〇一―一六)注(22)参照。

(5) 鶯哥緑 濃い萌黄色。

1-01-21

皇帝より国王尚円へ、福州における琉球人の強盜殺人の罪を責め、今後二年一貢とすることを告げる勅諭

(一四七五、四、二〇)

皇帝、琉球国中山王尚円に勅諭す。

先に該王の差来せる使者沈満志並びに通事蔡璋等、京に赴き進

貢す。已に例に照らして賞賜し、人を差わし、伴送して福建地方

に至らしめ打発し登船して去訖る。期せずして、船、外海に到り

て風に阻まる。成化十年（一四七四）六月初八日に、本船の姓名

不知の番人、潜行して岸に登り、福州府懷安県四都の居民の陳二

官夫妻を將て殺死し、房屋を焼毀し、所有の家財・猪・鶏等の物

は尽く劫掠を被り、前去する有り。其の鎮守等の官、審べて被害

の家の隣右の人等の供報明白なるに抛り実を具して奏聞す。今、

王の国の差来せる正議大夫程鵬等の回還するに因り、特に勅を降

して省諭す。勅至らば、王宜しく蔡璋等の鈐束を行わざるの罪を

責問し、並びに殺人し放火し行兇せる番人を追究して法に依りて

懲治すべし。今後、二年一貢し、毎船止だ一百人多くも一百五十

人を過ぎざるを許すのみ。国王の正貢を除くの外、例に照らして、

胡椒等の物を附搭するを許すも、其の余の正副使人等、私貨を夾

帯して前來して買売し、及び途に在りて事を生じ、平民を擾害し、

官府を打攪し、国王の忠順の意に累有らしむるを許さず。王、其

れ之を省みよ、之を省みよ。故に諭す。

広運

成化十一年（一四七五）四月二十日

之宝

注*この勅諭は『明実録』成化十一年四月戊子の条にある。これに對

する琉球側の回答の文書は(二二―二二)。又、この事件と、尚円

の即位事情との関連について論じたものに、『富村真演「尚円考」

『琉大法文学部紀要、史学地理学篇』一八、昭和五〇年、同「尚
巴即位の考察」『南島史学』九、一九七六年がある。

(1) 沈瀟志 この入貢について『明実録』成化十年四月丙辰の条
に記事がある。

(2) 蔡璋 一四四五―一五〇四年。久米村蔡氏の三世。この事件
後も進貢に通事をつとめ、長史にまで陞った(『家譜』(一)
二四八頁)。

(3) 伴送 外国の使節が来貢した時、官員を派遣して京師への往
復につきそわせること。琉球の場合は通例として往路は福建
の武官、復路は鴻臚寺序班がその任に当った。

(4) 打発 行かせる、派遣する。

(5) 番人 外国人。ここでは琉球人。

(6) 懷安県四都 福州府に属する県で万曆七年に侯官県に併入さ
れ、現、閩侯県付近。都は宋代の保甲法による行政区画のな
ごりで、明代には集落名に化している。

(7) 前去 行く、行ってしまふ、出向く。また文書用語としての
前去は(〇五〇六)注(8)参照。

(8) 供報 供述書。

(9) 正議大夫 『歴代宝案』第一集における正議大夫は成化元年
(二四六五)の程鵬が初出(二二一九)(二七一六)で、

『明実録』はそれ以降である。通常の進貢の際の正使に任じ
た。康熙二年、紫金大夫が現れるまで久米村系進貢職の最高
位で、二員を定員としたようである。弘治十四年(二五〇一)
の朝鮮の記録に言及されている(二〇一一七)注(一)長史
を参照。清代については序、注(16)を参照。

1-01-22

- (10) 程鵬 生没年不詳。一四三九年から八七年までの間に、初め
は通事として、のちには正議大夫として入貢は十三回に及ん
だ(『大百科』)。
- (11) 省諭 反省を促すための勅諭。
- (12) 鈴束 嚴重に取り締まる。
- (13) 打攪 邪魔する。

皇帝より國王尚円へ、立太子に際しての頒賜の勅諭と目録

(二四七六、四、六)

皇帝、琉球国中山王尚円に勅諭す。

茲に朕、皇儲を建立して、多方に嘉恵す。矧んや惟うに王の国
の素より忠誠を乗るをや。尤も当に厚くすべき所なり。今、特に
王及び妃に綵幣・文錦を賜い、差来の長史梁応等に付して齎回せ
しむ。至らば取領し、用て朕の眷待の意に副う可し。故に諭す。

給賜

國王

紵綵

織金麒麟大紅一匹

素紅一匹

素青二匹

錦

四季花丹簪紅一段⁷⁾